

令和5年9月7日
こども青少年局保育・教育認定課

「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の一部改正に関する意見公募について」に対して寄せられた御意見について

「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の一部改正について、令和5年6月28日から同年7月27日まで意見公募したところ、9名の方から18件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する本市の考え方について、別紙にとりまとめましたので、公表いたします。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約する等の整理をしております。

また、改正にあたり、意見公募時の案文から、適切な文言等に一部修正しました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

別 紙

1 「きょうだい在同一の保育所等の利用を申請する場合の優先的取扱いの見直し」に関する御意見について

意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
<p>・きょうだいが優遇されすぎており、第一子が申請する場合に保育園に入ることができないのではないか。第一子が安定して保育園に入ることができないと第二子以降の出産に踏み込むことができない現状にも目を向けてほしい。 【同趣旨の御意見、他3件】</p> <p>・既にきょうだいが在園している場合には、下の子の申請時に同園にする場合の選択肢は限られるため、きょうだいの同時申請より優先させるべきではないか。【同趣旨の御意見、他4件】</p>	<p>複数のお子さまがいらっしゃる世帯では、特に、転入や保護者の新規就労、多胎児の場合など、同時に同一の保育所等内で枠を確保することがハードルとなっています。そこで、きょうだいが別園に通うこととなった場合、送迎や園行事への参加にかかる保護者の負担が大きいことに配慮し、きょうだいが同時に同一の保育所等に利用申請する場合の取扱いを見直しました。</p> <p>また、現行の基準において「既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合」を優先的に取り扱っていましたが、きょうだいと同じ保育所等に通わせたいというご希望は、同時入園でも追加入園でも同様と考え、同程度のランク・指数の取扱いとしました。</p> <p>現行、既にきょうだいが利用している保育所等への利用申請は、約8割の方が同園に決定しているところですが、改正後の動向も見ながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>また、引き続き、既存の保育・教育資源を最大限活用するとともに、保育所等の整備等により、利用をご希望される方が入所できるよう、受入れ枠の拡大に努めてまいります。</p>
<p>転園の場合は調整指数4の対象ではないとのこと、既にきょうだいが在園している場合、上の子が通っている園を引き続き希望するのみしか選択肢がない。同時申請の場合は複数候補申請でき、同園の可能性が高くなる。</p>	<p>今回改正を行う「きょうだいが既に利用している保育所等の利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。」については、転園申請も対象となります。そのため、きょうだいが既に利用している場合であっても、転園申請により同時申請をすることで、きょうだい揃えの選択肢を増やすことは可能となります。</p>

<p>同時申請に対するランクの引き上げについて、きょうだいの育休退園を加味した指数調整の制度がすでにあるため、それで十分ではないか。</p>	<p>転入や保護者の新規就労、多胎児の場合など、いずれのきょうだいも初めて保育所等の利用申請をする方がいることも想定されます。また、きょうだいの育児休業による退園を考慮したランクの引き上げについては、一度保育所等を利用していただいていた児童が、再度利用する場合に対して配慮をするものであるため、今回改正する内容とは異なる趣旨の制度であると考えています。</p>
------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 「保育の代替手段に関連するランク・調整指数や対象条件の見直し」に関する御意見について

意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
<p>現在、年度限定保育に通っており、利用終了時の4月から保育園が決まらなかった場合、退職せざるを得ないのではと心配していたため、今回の改正は保育園入園の可能性が広がり大変助かる。</p>	<p>ご賛同いただき、ありがとうございます。</p>
<p>加点を狙って年度限定保育事業を希望するために、自宅から遠い園や小規模保育事業を希望しないなど希望園数を減らす人が増え、保留児童の増加につながるのではないかと心配している。また、3歳児よりも1・2歳児の枠が多いため、小規模保育事業の卒園時よりも年度限定保育事業の利用終了時の方が入りやすいのではないかと心配している。小規模保育事業の卒園児の取扱いについても検討してほしい。</p>	<p>「年度限定保育事業」は、保育所等を利用できず保留となった1・2歳児を1年度限定でお預かりする事業となります。仮に加点を目的としてご希望されたとしても、年度限定保育事業の枠も限られており、必ずしもご希望の年度限定保育事業を利用できるとは限りません。保育所等を申請する場合には、より多くの保育所等を希望していただくよう、今後も働きかけていきます。</p> <p>「年度限定保育事業」についても、利用期間終了時には保育所等の預け先を探す必要があり、次年度以降の預かり先のご不安は同じと考え、今回、地域型保育事業等の卒園児に対する取扱いと同様にしましたが、いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>現在、年度限定保育事業を利用している。1・2歳児の枠は少ないため、ぜひ年度限定保育事業を利用している児童が入りやすくしてほしい。</p>	<p>今回の改正において、地域型保育事業等を卒園する場合と同様の取扱いとすることで、年度限定保育事業の利用期間終了後に保育所等を継続利用しやすくなると考えています。</p>
-------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

3 その他の御意見について

意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
<p>小規模保育事業の人が認可に転園しやすくしてほしい。</p>	<p>現行の基準において、地域型保育事業等を利用している場合には調整指数1、卒園する場合にはランクの1つ引上げ及び調整指数5を付与しております。いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>収入で利用調整をするのであれば、平等な条件で利用調整できるようにしてほしい。 例えば、1歳児クラスであれば4月生まれと12月生まれでは産育休の取得タイミングが違うため、所得を受け取る期間が大きく異なる。また、3歳児クラスの利用調整においても、1歳児クラスで復職した人と、2歳児クラスで復職した人では同じことが言え、1歳児クラスで復職したほうが不利になってしまう。</p>	<p>横浜市の利用調整基準では、同一ランク・同一指数で並んだ際には、まず「保育を必要とする事由」により優先順位を判定し、次に「養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯」で優先順位を判定します。それでも優先順位が決まらない場合には、最終的に「経済的状況(合計所得金額)が低い世帯」から優先順位を判定していきます。</p> <p>世帯の経済状況は、育児休業の取得のほか転職や離職など様々な要因による影響があることから、利用料の算定基礎となる年度の合計所得金額を指標として用いることとしています。</p> <p>いただいた御意見を参考に、今後もより公平な利用調整基準・手続きとなるよう努めてまいります。</p>

<p>4月申請で第一子の申請をする際、利用開始日前後で第二子を出産する場合には、5月1日に就労できなければ産前産後ランクになるとのことだが、出産のタイミングによって、第一子の保育園選考のランクが大きく変わってしまうのは、安心して妊娠・出産ができない状況だと思う。</p>	<p>利用調整におけるランクは、保育を必要とする事由に基づいて判断します。就労の事由に該当するには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が居宅内外で月64時間以上労働することを常態としていること ・利用開始日の翌月の同一日の前日までに就労を開始すること（就労開始後に月64時間以上の労働が前提） ・育児休業からの復職の場合に、利用開始日の翌月の同一日までに就労を開始すること（復職後に月64時間以上の労働が前提） <p>のうちどれかに当てはまる必要があります。上記に当てはまらない場合、就労事由とすることができないため、利用調整のランクにおいても、就労ランクと判定できません。</p> <p>なお、産前産後休業期間に利用を希望する場合で、産前産後休業期間終了後に復職する場合は、就労ランクとすることができる取扱いとしています。</p>
<p>2月4日から4月1日生まれの場合、保育園に最も入れやすい0歳児の4月申請ができない。その結果、空き枠が限られている年度途中入所や1歳児での申請となってしまう、希望する保育園には入れない。</p> <p>2月4日から4月1日生まれの子が申請する場合、優先的に取り扱ってほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、横浜市では誕生月により優先度に差は設けておりませんが、保育所等に入園を希望する月齢は、お子様の発育状況や就労の都合など各ご家庭の状況によって様々であると考えています。また、必ずしも望んだタイミングで子どもを授かることができないことを踏まえると、保育の必要性に差があるものとして、生まれ月によって優先度の差を設けることは難しいと考えています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>